

2024年5月30日

日本公認会計士協会 御中

一般社団法人全国銀行協会

「専門業務実務指針「監査人から引受事務幹事会社への書簡について」の改正」（公開草案）および「『監査人から引受事務幹事会社への書簡』要綱」の改正」（公開草案）に対する意見について

今般、標記公開草案（2024年4月30日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「専門業務実務指針「監査人から引受事務幹事会社への書簡について」の改正」(公開草案)および「『監査人から引受事務幹事会社への書簡』要綱」の改正」
(公開草案)に対する意見

意 見	
1	金融商品取引法における四半期開示制度の廃止を受け、今回の改正案では、任意とされた金融商品取引所の規則にもとづく第1・第3四半期財務情報(以下「四半期財務情報」という。)に係るレビューを受けていない場合、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」(以下「コンフォート・レター」という。)の作成にあたって監査人は中間連結財務諸表等に係る期中レビュー(または中間監査)と(年度)監査をもとに事後変動を調査する取扱いとされている。これにより、監査人の実施する調査手続は、任意でのレビューを受けていない四半期財務情報には依らないものとする趣旨と理解している。 なお、上記四半期財務情報については、監査人・引受事務幹事会社・発行会社の間でのコンフォート・レター作成に係る業務契約書締結等の過程において、引受事務幹事会社における引受審査業務の実施において調査事項の対象とするか協議することが必要になる場合もあり得ると考える。ただしこの場合であっても、資金調達に備えて常時四半期財務情報のレビューを受けることは現実的ではないことから、調査事項とされて監査人が四半期財務情報のレビューを実施する場合には、市場環境等も考慮した企業の資金調達の機動性確保等の観点から、監査人は柔軟なレビュー実施対応をお願いしたい。 さらに、将来の資金調達実施に備えるために2024年度以降も四半期財務情報に係るレビューを従来同様に継続することは、四半期開示制度見直しに至った背景を没却するものであり、あくまでも当該レビューは事後変動の調査期間に四半期財務情報が開示される場合に限られること等から、四半期財務情報に係るレビューが安易に継続されることのないよう、日本公認会計士協会は傘下会員に対する周知を徹底すべきであると考えている。

以 上